

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査

- (1) 目 的 議会運営に必要な知識・情報を修得し、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所 札幌コンベンションセンター（札幌市白石区）及び
苫小牧西部工業基地（苫小牧市字勇払）
- (3) 期 間 平成25年 6 月 27 日～28 日（2 日間）
- (4) 派遣議員 全議員 20人
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 議会広報研修会（北海道町村議会議長会主催）

- (1) 目 的 議会広報作成に必要な知識・情報を修得し、より住民に親しまれる「議会だより」を発行するため。
- (2) 派遣場所 京王プラザホテル札幌（札幌市中央区）
- (3) 期 間 平成25年 8 月20日（1 日間）
- (4) 派遣議員 広報広聴委員 5 人 （芳滝 仁、寺林 俊幸、東口 隆弘、岡本 眞利子、田口 廣之）
- (5) そ の 他 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。